

お知らせ

2024年（令和6年）2月13日

資料提供先：浜田記者クラブ
江津記者クラブ
益田記者クラブ

災害応急対策活動等の協力会社を募集します。

国土交通省浜田河川国道事務所では、災害が発生した場合の被害の拡大防止と被害施設早期復旧のため、災害応急対策活動等を実施していただける協力会社を募集します。

1. 協定期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日【2ヶ年】
2. 協定種別 (1) 土木工事に関する基本協定(新規募集)
(2) 災害対策用機械等に関する基本協定(新規募集)
(3) 電気通信設備に関する基本協定(新規募集)
(4) 調査・設計、測量、地質調査業務に関する基本協定(新規募集)
3. 協定区間 浜田河川国道事務所において管理する一級河川江の川水系、一級河川高津川水系、一般国道9号、一般国道191号及び山陰道(供用区間及び事業中区間)
ただし、災害対策用機械等は、浜田市地方生活圏(浜田市、江津市)益田地方生活圏(益田市、津和野町、吉賀町)、大田地方生活圏(大田市、川本町、美郷町、邑南町)を、電気通信設備は浜田河川国道事務所管内全域を原則としますが、激甚な災害が発生した場合は、各々この範囲以外の広域的な協力を要請する場合があります。
4. 応募期間 上記(1) : 令和6年2月9日(金)～令和6年2月29日(木)
上記(1)以外: 令和6年2月13日(火)～令和6年3月4日(月)
5. 募集要領 募集要領は、浜田河川国道事務所ウェブサイトに掲載しています。
詳しい内容は、そちらをご覧ください。

問い合わせ先：国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所
島根県浜田市相生町3973

副所長(河川) はら けいいちう 原 啓一郎

(担 当) 建設専門官 くりしげ せいじ 栗重 政二

TEL 0855-22-2480(代表)

URL <http://www.cgr.mlit.go.jp/hamada/>

1. 土木工事に関する基本協定

協定の名称	災害応急対策活動等に関する基本協定
協定の範囲	浜田河川国道事務所において管理する一級河川江の川水系、一級河川高津川水系、一般国道9号、一般国道191号及び山陰道(供用区間及び事業中区間)
協定の内容	浜田河川国道事務所所管施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、基本協定締結者が保有する建設機械、資材及び労力等(以下、「資機材、労力等」という。)により応急対策活動を実施することを原則とする。
主な応募条件	<p>①中国地方整備局における令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格の定期受付において、希望工事を「一般土木工事」又は「維持修繕工事」として申請していること。</p> <p>②平成20年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した浜田河川国道事務所、島根県浜田県土整備事務所、島根県浜田河川総合開発事務所、島根県益田県土整備事務所、島根県県央県土整備事務所、島根県大田事業所、島根県津和野土木事業所、浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町又は吉賀町が発注した工事の施工実績があること。</p> <p>③建設業法の許可を有する本店又は支店等(資機材、労力等を有すること)が、島根県の浜田地方生活圏、益田地方生活圏又は大田地方生活圏の市町村内にあること。 浜田地方生活圏: 浜田市、江津市 益田地方生活圏: 益田市、津和野町、吉賀町 大田地方生活圏: 大田市、川本町、美郷町、邑南町</p>
応募の受付期間	令和6年2月9日(金)～令和6年2月29日(木) (休日を除く毎日、9時00分～17時00分)
協定の締結	令和6年3月下旬(予定)
協定の期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日【2ヶ年】
担当部局	浜田河川国道事務所 河川管理課 建設専門官

2. 災害対策用機械等に関する基本協定

協定の名称	災害応急対策活動等に関する基本協定(災害対策用機械等)
協定の範囲	浜田地方生活圏(浜田市、江津市)、益田地方生活圏(益田市、津和野町、吉賀町)、大田地方生活圏(大田市、川本町、美郷町、邑南町)を原則としますが、激甚な災害が発生した場合は前記三地方圏以外の広域的な協力を要請する場合があります。
協定の内容	上記の協定の範囲において、災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、浜田河川国道事務所が保有する災害対策用機械等の保管庫から被災地までの輸送(往復)、設置・撤去及び操作を実施するものである。
主な応募条件	<p>①中国地方整備局における令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格の定期受付において、希望工事を「一般土木工事」、「維持修繕工事」又は「機械設備工事」のいずれかとして申請していること。</p> <p>②平成20年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した浜田河川国道事務所、島根県浜田県土整備事務所、島根県浜田河川総合開発事務所、島根県益田県土整備事務所、島根県県央県土整備事務所、島根県大田事業所、島根県津和野土木事業所、浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町又は吉賀町が発注した工事の施工実績があること。</p> <p>③建設業法の許可を有する本店又は支店等(資機材、労力等を有すること)が、島根県の浜田地方生活圏、益田地方生活圏又は大田地方生活圏の市町村内にあること。 浜田地方生活圏: 浜田市、江津市 益田地方生活圏: 益田市、津和野町、吉賀町 大田地方生活圏: 大田市、川本町、美郷町、邑南町</p>
応募の受付期間	令和6年2月13日(火)～令和6年3月4日(月) (休日を除く毎日、9時00分～17時00分)
協定の締結	令和6年3月下旬(予定)
協定の期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日【2ヶ年】
担当部局	浜田河川国道事務所 河川管理課 建設専門官

3. 電気通信設備に関する基本協定

協定の名称	災害応急対策活動等に関する基本協定(電気通信設備)
協定の範囲	浜田河川国道事務所管内全域を活動区域とした災害応急活動を原則としますが、激甚な災害が発生した場合は、この活動区域以外の広域的な協力を要請する場合があります。
協定の内容	浜田河川国道事務所所管施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、基本協定締結者が保有する建設機械、資材及び労力等(以下、「資機材、労力等」という。)により応急対策活動を実施することを原則とする。
主な応募条件	①中国地方整備局における令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格の定期受付において、希望工事を「電気設備工事」又は「通信設備工事」のいずれかとして申請していること。 ②平成20年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡し完了した浜田河川国道事務所が発注した「電気設備工事」「通信設備工事」の施工実績又は「電気設備」「通信設備」の点検整備の履行実績があること。 ③建設業法の許可を有する本店又は支店等が、以下のとおりあること。 【電気設備工事】島根県内にあること。 【通信設備工事】中国地方整備局管内にあること。
応募の受付期間	令和6年2月13日(火)～令和6年3月4日(月) (休日を除く毎日、9時00分～17時00分)
協定の締結	令和6年3月下旬(予定)
協定の期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日【2ヶ年】
担当部局	浜田河川国道事務所 河川管理課 建設専門官

4. 調査・設計、測量、地質調査業務に関する基本協定

協定の名称	災害応急対策活動の調査等に関する基本協定
協定の範囲	浜田河川国道事務所において管理する一級河川江の川水系、一級河川高津川水系、一般国道9号、一般国道191号及び山陰道(供用区間及び事業中区間)
協定の内容	浜田河川国道事務所において管理する一級河川江の川水系、一級河川高津川水系、一般国道9号、一般国道191号及び山陰道(供用区間及び事業中区間)において地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに浜田河川国道事務所長の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を行うことを原則とする。
主な応募条件	①中国地方整備局における令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格の定期受付において、希望業種を「土木関係建設コンサルタント業務」「測量」又は「地質調査業務」として申請していること。 ②平成25年4月1日以降に完了した業務において、浜田河川国道事務所、島根県浜田県土整備事務所、島根県浜田河川総合開発事務所、島根県益田県土整備事務所、島根県県央県土整備事務所、島根県大田事業所、島根県津和野土木事業所、浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町又は吉賀町が発注した業務の実績があること。 ③(1)【土木関係建設コンサルタント業務】 島根県内に本店又は、浜田河川国道事務所管内より概ね2時間以内に本支店(営業所は除く) (2)【測量】 浜田河川国道事務所管内に本支店(営業所は除く) (3)【地質調査業務】 島根県内に本店又は、浜田河川国道事務所管内より概ね2時間以内に本支店(営業所は除く)
応募の受付期間	令和6年2月13日(火)～令和6年3月4日(月) (休日を除く毎日、9時00分～17時00分)
協定の締結	令和6年3月下旬(予定)
協定の期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日【2ヶ年】
担当部局	浜田河川国道事務所 河川管理課 建設専門官